

高等女学校「公民科」における法教育

太田正行（元東京都立工芸高等学校）

1 はじめに

高等学校で昨年からは授業が始まった公民科「公共」設置の背景には、公職選挙法、民法、少年法、裁判員法改正などがあり、主権者教育、消費者教育、法教育の推進が一層期待されている。ところで、戦前の中等学校（師範学校、中学校、高等女学校など）においても、これと類似した社会的背景を受け、今から約90年前に「公民科」が設置された。

2 高等女学校とは

「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」ことで「国民道徳ノ養成」「婦徳ノ涵養」に留意する高等女学校は、尋常小学校卒業を入学資格とし修業年限は「五箇年又ハ四箇年」とされた。女子教育の重要性が叫ばれていたが、進学できる生徒は、全国で約1割（昭和10年）に留まった。

3 公民科の新設

大正デモクラシーの時代、普通選挙法と治安維持法、陪審法の制定などから、中等学校において、随意科目「法制及経済」に代わり「男女ヲ問ハス一般国民ニ公民的教養ヲ与フル」必須科目「公民科」が設置された。選挙権を持たぬ女子に対し「良き妻、賢き母は、社会公共生活に関し充分なる公民的教養を受けたものでなければならない」（文部省）とされたが、国体変革や私有財産制否定の思想の拡大を防ぐ思想統制も目的となった。

4 授業要目

「公民科」の具体的内容は「授業要目」として示された。第四学年（毎週一時）では、人ト社会/我が家/一家ノ生計/職業/教育/神社/宗教/公安/地方自治/我が郷土/市町村/府県/農村ト都市/産業/貨幣及金融/交通で、第五学年（毎週一時）では、国家/皇室ト臣民/立憲政治/帝国議会/国務大臣・枢密顧問/行政官庁/国法/裁判所/国防/国交/財政/我が国ノ産業/人口ト国土/社会改善/世界ト日本となっていた。「我が家」で民法（親族・相続）、「皇室ト臣民」から「裁判所」までで大日本帝国憲法と皇室典範、行政法などを扱う。なお、従前の「法制及経済」では、「人及法人」「物権」「債権」「親族」「相続」といった民法のほぼすべてを扱うことになっていたため、「専門的知識」を教える傾向となり、「実際生活ニ適切ナラザル嫌」があった。

5 教科書

文部省検定済教科書を使用した実際の授業は、東京府女子師範「各学科の教授様式」によると、「第一段」（予備）で前時の復習や身近な事例の発問、「第二段」（教授）で教科書を読む、教師の解説、生徒に大意をまとめさせる、「第三段」（応用）で、応用、比較、判断について実際の事項と連絡を図りながら講演的形式で進め、適宜問答形式を混ぜる。教科書は、授業時間が倍の中学校用とさほど変わらない分量があり、時間不足、生徒の消化不良で終わってしまったのではないかと。

6 教員と生徒

担当教員は各校1～2名で多くは修身や他の科目との兼任であった。一方、生徒の意識調査が2～3（東京府立第一高女、佐賀県立伊万里高女、東京府立某高女）あり、時事問題のほか、選挙権（政治参加）、職業（社会参加）、夫婦同権、教育の平等など、当時の女子生徒の考え方を知ることができた。調査結果は当日提示いたします。